**第1５回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２7年８月１７日（月） 午後２時から午後５時まで

場所：国民会館住友生命ビル １２階大ホール

出席委員

嵐谷　安雄 （一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

有澤　知子 大阪学院大学法学部教授

稲森　公嘉 京都大学大学院法学研究科教授

井上　誠一 （一財）大阪府視覚障害者福祉協会前会長

江口　啓子 （社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

大竹　浩司 （公社）大阪聴力障害者協会会長

小田　昇 関西鉄道協会専務理事

倉町　公之 （公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

辻川　圭乃　　弁護士

坪田　真起子　（社福）大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中島　義晴 パナソニック交野株式会社代表取締役社長

久澤　貢 （社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪 関西大学法学部准教授

吉川　和夫 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　◎　部会長

オブザーバー

桑田　直記　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課課長代理

石井　力　　大阪市教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当総括指導主事

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、「第１５回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご出席を頂き誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

現在の委員は、配布しております名簿のとおり、１９名でございます。本日は、委員１９名のうち１７名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会運営要領第四条第二項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。また、オブザーバーといたしまして、本日もそれぞれご出席いただいております。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、配席表、委員名簿。

そして、本日の資料でございます。

障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて、これまでの議論の整理の（案）、また、本日は、委員より、提出資料がございます。資料の不足等がございましたら、事務局まで、お知らせ願います。よろしいでしょうか。また、お手元に、前回までの部会資料を綴じた参考資料ファイルを置いております。議論の際に適宜ご参照ください。

次に、大阪府におきましては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配付資料と共に委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として、大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめ、ご了解いただきますようお願いします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員が出席されております。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際にはその都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできますようにゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は墨字の資料とページが異なります。本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長

はい。皆様、こんにちは。早速ですが、議事を進めさせていただきたいと思います。

本日、第１５回ということで、８月までの期間で予定をしておりましたスケジュールで最後の部会となります。今年度に入りまして、第１１回、６月３日から５回、この部会を開かせていただき、前回、これまでの議論の整理について、ご提案させていただき、ご意見を頂戴いたしました。前回に引き続き、これまでの議論の整理として、最終的な議論のまとめを行いたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いします。

本日のスケジュールですが、途中で１０分の休憩を挟み、午後５時の終了を予定しておりますので、議事の進行にご協力よろしくお願いいたします。

それでは、前回の議論を踏まえて、事務局で、これまでの議論の整理を修正いただいております。まず１、はじめにから４、実効性の確保のところまでを確認したいと思いますので、事務局から、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、どうぞよろしくお願いします。では、読み上げをさせていただきます。

１　はじめに

大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会（以下「差別解消部会」という。）は、障がい当事者団体、事業者団体、相談機関や人権団体等の関係機関・団体、学識経験者等により構成され、大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを検討してきた。

平成２６年９月には、（１）何が差別に当たるのかについて、府民共通の物差しとなる「ガイドラインの策定」、（２）障がいを理由とする差別に関する「相談、紛争防止・解決の体制整備」、（３）障がいや障がい者に対する理解を深めるための「啓発活動の促進」を取組みの３本柱とする「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言）」（以下「提言」という。）をとりまとめた。

点字資料は、２ページに入っております。

提言を受けて、大阪府は、国連の障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）を受けて制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）に基づいて、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等をわかりやすく記載することで、障がいを理由とする差別についての府民の関心と理解を深めるため、平成２７年３月に「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第１版）」（以下「府ガイドライン」という。）を策定・公表した。

点字資料は、３ページになります。

府ガイドライン等により理解を深めていくことはもっとも重要な、基礎となる取組みであるが、平成２８年４月の障害者差別解消法の施行を控え、差別解消部会では、障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて議論を行ってきた。

具体的には、（１）相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策、（２）実効性の確保のための措置（勧告、公表、罰則）の必要性、（３）（（１）・（２）の議論を通じて）条例の必要性、について検討を行い、平成２７年８月まで５回にわたり議論した内容をここに整理したので、府におかれては、障害者差別解消法の施行に向けて、障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みを適切に進められたい。

点字資料は、４ページになります。

なお、より幅広い意見を聞いて、差別解消部会での議論をより深めるため、障がい当事者団体・事業者団体から９人のゲストスピーカーをお呼びして、意見を表明いただいた。ご多忙の中、意見を表明いただいたゲストスピーカー諸氏には改めて感謝申し上げたい。

点字資料は、５ページになります。

２　取組みの基本的な方向性について

提言における取組みの基本理念及び原則のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みを進めるにあたり、取組みの基本的な方向性について、あらためて検討を行った。

提言

取組みの基本理念

障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、広域自治体として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するとともに、もって、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者と他の者との平等を基礎として、相互に尊重しながら共生する社会の実現を目指すことを基本理念とする。

点字資料は、６ページになります。

取組みの原則

基本理念に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを、広く府民の理解を得ながら行っていくため、以下の事項を原則とする。

・障がい者は社会の中で特別な存在ではなく、地域社会で共に暮らす一員であることを旨として取組みを行うこと

・障がいや障がい者に対する理解を深めることがもっとも重要な、かつ基礎となる取組みであること

・障がい者施策におけるこれまでの先進的な取組みを継承しつつ、法的整備を含む現状を踏まえて、府ならではの取組みを行うこと

・府、市町村、障がい当事者や事業者を含む府民がそれぞれの役割の下に相互に連携しつつ、取組みを行うこと

点字資料は、７ページになります。

・府は広域自治体として、積極的に広域的な仕組みを整備し、府民誰もが同様の仕組みを享受できるようにすること

・取組み内容を定期的に検証し、改善を図ること

（１）共生社会を目指して

障害者差別解消法は、障がい者が社会参加するための社会的障壁を取り除き、その権利を保障することで、共生社会をつくるための重要なルールである。

第４次大阪府障がい者計画においても「人が人間（ひと）として支え合いともに生きる自立支援社会づくり」をめざしており、共生社会実現のためには、多様な主体による協働が必要である。

障害者差別解消法は、そのための重要なツールでもあり、障がい者、その家族、支援者等や行政はもとより、事業者を含め府民全体に周知徹底していくことが必要である。

なお、障がい者自身が差別されたと気づいていない場合があり、法の理念や合理的配慮等について、障がい者に対する啓発も重要になる。

点字資料は、８ページに入っています。

また、差別の問題の根底には、障がいや障がい者についての理解の不足があると考えられるため、たとえ相談、紛争の防止・解決の体制を形式的に整備したとしても、事業者を含め府民全体の意識が変わらないことには，根本的な解決とはならないことを認識しておく必要がある。

（２）府ガイドラインの普及啓発

（１）の観点からも、府ガイドラインを国よりも先に策定・公表したのは非常に意義がある。今後、法施行に向けて、府ガイドラインを活用した周知が重要である。

点字資料は、９ページになります。

たとえば、精神障がい者の理解が十分に進んでいないことから、何が起こるかわからないという不安が生じ、退去や入居拒否が起こっているとの指摘があった。提言の原則にある「障がい理解を深めることが重要」、また府ガイドラインの冒頭にある「大切なのは理解し合うこと。そのために対話すること」という視点から、取組みを続けていく必要がある。

また、啓発に当たっては、行政だけでなく、事業者を含め府民や障がい者団体にもそれぞれ担うべき役割がある。

（３）事業者の取組み

事業者も一方の当事者であり、同じ共生社会を目指す一員という認識で取組みを進める必要がある。

差別解消部会においては、事業者団体における取組みとして、団体でのセミナー・研修による法内容等の周知や苦情相談窓口の整備等の自主的な取組みが紹介された。

点字資料は、１０ページに入っています。

さらに、事業者として、未然防止の観点から、府ガイドライン等を活用して、啓発に取り組んでいくとの説明があった。

よって、民間事業者としても、最大限努力していくことが求められるが、とりわけ規模の零細な中小企業にとって、経営状況等にもよるが、過度な負担とならないよう、運用上の配慮を求める意見があり、特に、新しい概念である合理的配慮は、概念自体の周知と十分な浸透が重要であることから、企業や経営者の納得を十分に得ながら、一歩一歩、社会に定着させていくことが大事である。

点字資料は、１１ページになります。

（４）取組みを進めるに当たっての視点

差別かどうかという視点よりも、むしろ、生活全般から問題を捉えていく視点が必要である。障がい者が地域で安心して暮らせるということを守り、保障していくことが差別解消につながる。

現在の障がいのとらえ方は、社会モデルと呼ばれる考え方が基本になっており、障がい者が日常生活や社会生活の中で不便を感じるのは、その人に障がいがあるからではなく、不便を生み出しているのは社会の側であり、問題の解決のためには社会が変わらなければならない。

障がい者を権利の主体ととらえ、社会モデルの考え方に基づき、人々の意識を変え、社会のあり方を変える取組みは進められているが、現在の社会の中には、障がい者は保護の客体であるという見方がまだ残っており、これらが解消しない限り、法のめざす趣旨は実現しない。

点字資料は、１２ページに入っております。

たとえば、タッチパネル式の券売機は視覚障がい者には対応しておらず、高機能の電子機器は、知的障がい者には扱いにくいものとなっている。技術の進展は重要であるが、新しい技術や商品・サービスが、障がい者を排除せず、障がい者を含め府民の誰もが利用しやすいものであることが、共生社会のあり方として、求められることになる。

また、障がいの種別や時代によって、求められる内容は変わっていくことからも、形式的に規制するということよりも、共生社会をどのように実現していくのかという視点が大事である。

特に、合理的配慮については、社会に定着するよう取組みを進めていく中で、場所や時代によって、配慮の中身も常に変わることに留意する必要がある。

点字資料は、１３ページになります。

以上のことからも、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発活動が非常に重要である。

点字資料は、１４ページになります。

３　相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策について

障害者差別解消法の趣旨に沿って、市町村等身近な地域・既存の相談機関等（以下、「地域・既存の相談機関等」という。）の活用・充実を図ることを基本としつつ、府・市町村の適切な役割分担のもと、府は広域的な立場から、府における相談、紛争の防止・解決の体制整備を図る。

具体的には、地域・既存の相談機関等において事案を解決することを基本としつつ、府においては、以下の体制整備を図ることについて、検討を行った。

・地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組み

・上記の支援によっても、地域・既存の相談機関等における解決が困難な場合に、より専門的・中立的な立場から対応する仕組み

点字資料は、１５ページに入っております。

（１）地域・既存の相談機関等における解決の仕組み

障害者差別解消法において、地方公共団体（都道府県・市町村）の体制整備の責務が規定されたことを踏まえ、千葉県等の条例における法成立前の体制整備と法施行後の府における体制整備は整理が必要である。

法施行後は、市町村も地方公共団体として体制整備を行い、相談に対応し、紛争を解決することが求められる。その上で、市町村が対応できない部分について、府がどのように関わるのかがポイントになる。

具体的には、８８０万人という府の人口規模等も考慮すると、市町村の障がい福祉担当課における既存の障がい者に係る相談体制を活用するなど、一義的には、市町村で整備された相談体制により対応することとする。

点字資料は、１６ページに入っております。

府は、市町村で整備された相談体制による解決を支援する観点から、困難事例や広域的な対応が必要な事案を取り扱うのが適当である。

事業者側からも

・市町村の障がい福祉担当課等が窓口となり、なるべく地域で解決する。地域で解決が困難であれば、府の専門性のある組織で対応する体制は、理にかなっている

との意見があった。

（市町村における体制整備にあたって）

地域・既存の相談機関等による体制は各市町村で様々であるが、まずは市町村の中で、その市町村における社会資源の状況等を踏まえながら、障害者差別解消法の施行に向けて、相談体制を確立・整理する。

その中で、たとえば、市の障がい福祉担当課、基幹相談支援センターや相談支援事業所など、中核となる窓口を明確にして、府がそれらの相談窓口と連携する体制が適当であると考えられる。

具体的な相談事案は、一義的には身近な地域の相談機関が対応することになるが、その際、相談機関は１か所ではなく、複数あって選択できるように、様々な地域・既存の相談機関等が引き受ける。ただし、それを市町村レベルでどのように連携し、府の広域的な相談体制にどのようにつないでいくのか、明確にする必要がある。

点字資料は、１８ぺージになります。

なお、以下の意見があった。

・他の相談機関の対応は、相談機関同士でもよくわからない現状があり、相談機関同士の情報交換も必要になってくる。

・たとえば、市町村で、専門的な相談員を置くことも考えられる。

・既存の身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員が、身近な相談相手として、最初の相談の受け手となることも考えられる。しかしながら、最終的に差別に関する相談に対応することについては、その役割や他県の状況から難しいと思われる。また、個人情報保護の関係で、どこに相談員がいるのか公表できない課題もある。

・既存の相談窓口として、市町村の人権相談窓口があるので、その活用を図るべきである。

点字資料は、１９ページになります。

・上記の点に関して、障がい者の意識として、人権問題であっても福祉問題として相談に行くこともある。今の人権相談体制では障がい者のニーズに対応できていないのではないか。

・以上のことから、既存の相談窓口が障がい者のニーズに対応するとともに、差別に関する相談に対応できるようにすること、さらには既存の相談機関が連携して相談に対応していくことが求められる。

（実際の相談対応について）

千葉県等における相談の状況を見ると、差別に係る事案は全体の４分の１であり、生活上の不安や困りごとに関する相談が多い。また、実際の相談対応では、福祉の分野で、市町村をはじめ既存の相談機関でもされているように、当事者に寄り添い、その人と共に不安や困りごとの解決を図り、自立した生活の実現を支援するソーシャルワークの方法による対応・調整を行っている。

点字資料は、２０ページに入っています。

よって、様々な相談が寄せられることが考えられるが、その対応に当たって、対象事案は相談段階では幅広く捉え、生活上の相談も含めていくことが求められる。

また、単に当事者の話に耳を傾けるだけでなく、ソーシャルワークの方法を用いて、生活上の具体的な助言を行ったり、実際に当事者のところに出向いて話を聞いて、調査や調整を行ったりすることが求められる。

また、相談窓口においては、障がい者に対して、手話や点字等情報提供やコミュニケーションに関する配慮が求められる。

点字資料は、２１ページになります。

（事業者からの相談への対応）

円滑な制度運営のためには、対応を求められる企業サイドの窓口も必要であり、事業者からの、対応が必要十分であるかといった個別具体的な相談に対応することが求められる。それにより、差別解消の考え方や対応方法がより広がっていくことになる。

業界によっては、苦情相談窓口を設けているところがあり、法施行に向けて、理解と認識を深め、事業者で自主的に対応できるよう、取組みがされていくことを受けて、それらの業界の相談窓口との連携も重要である。

なお、地域・既存の相談機関等において、まず事業者からの相談に対応し、企業や業界団体の相談窓口等と連携することが求められるが、特に、広域的な対応が必要な事案については、（２）の仕組みによる支援が重要である。

点字資料は、２２ページに入っております。

（雇用分野に係る事案）

雇用の相談・紛争事案は労働紛争という性格があるので、状況等を把握した上で、障害者雇用促進法に定める労働局などの相談や紛争解決の仕組みにつなぐことが適切である。（市町村における体制整備に向けた府の役割）

市町村がそれぞれの判断で体制整備を行っていくことになるが、広域自治体としての府のビジョンを持って、地域における相談体制のイメージや一定の考え方を市町村に対して示すことが必要である。

相談窓口の明確化のためには、各市町村と府における相談窓口の一覧表を作成し、府民に知らせるべきである。

点字資料は、２３ページに入っております。

また、相談員の養成・専門性の向上も含め、体制整備は市町村の役割ではあるが、市町村ではなかなかできない部分もあるので、人材育成や質の向上に関しては、府が担うべき役割がある。たとえば、その方法として、相談事例の収集・分析を行い、相談対応に必要な知識・経験などの情報を共有することが考えられる。

なお、以下の意見があった。

・市町村としても、なすべきことを進めていくので、府独自の体制整備や条例検討の行方について、準備時間の確保のため、政令市も含め市町村への技術支援、早期の情報提供が望まれる。

点字資料は、２４ページになります。

（２）地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組み

府においては、専門性を有する人材として、広域専門相談員を配置して、地域・既存の相談機関等における解決を支援する仕組みとする。

広域専門相談員は、相談機能とともに当事者間の調整による最終的な紛争解決機能を担うことになり、法の担い手として重要である。

たとえば、広域専門相談員に求められる機能としては、以下のものが考えられる。

・地域・既存の相談機関等に対する助言

・事案の当事者に対する意見聴取、調査

・相談員を交えた当事者間の話し合い（協議）や関係機関の調整

・地域・既存の相談機関等間の連携促進

点字資料は、２５ページになります。

・相談事案の収集と分析

なお、広域専門相談員の配置については、広域で市町村の相談窓口と連携したり、内容も難しく継続した相談に対応する場合が考えられることから、予算や人数の面で十分に対応できる体制の整備が必要である。

また、以下の意見があった。

・広域専門相談員のところには、レベルの高い、難しい相談があがってくることも考えられるので、広域専門相談員のアドバイザーの体制を作っておく必要がある。

・広域専門相談員が対応する相談は、幅広い内容になるので、一人の相談員がそれらに関する知識をすべて持っているわけではなく、関係機関相互の連携体制が非常に必要であり、相談の支援ネットワークというものも考えられる。

点字資料は、２６ページに入っています。

・一義的には市町村等地域の窓口であるが、市町村の窓口ではなく、最初から府の窓口に相談することも考えられるので、相談者の思いを尊重し、市町村とも連携しつつ、府における対応が求められる。

（３）（２）の支援によっても、地域・既存の相談機関等における解決が困難な場合に、より専門的・中立的な立場から対応する仕組み

府においては、合議体を設置して、より専門的・中立的な立場から対応する仕組みとする。

合議体は、障がい者、家族その他の関係者からのあっせんの申し立てを受けて、当事者双方に対する調査を行い、あっせん案を提示する。

点字資料は、２７ページになります。

中立性や第三者性は大事な部分であり、合議体は、学識経験者、障がい当事者、事業者等から構成することが考えられる。

（対象事案の取扱い）

不当な差別的取扱いに係る事案は、広域専門相談員が調整を図っていくが、それでも解決できない場合には、最終的に合議体で対応していくのが適当である。

合理的配慮の不提供に係る事案を対象事案とするかについては、以下の意見があったことを踏まえ、提言に記載のとおり、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、将来の検討課題とすることが適当である。

点字資料は、２８ページになります。

・広域専門相談員が調整という形で解決を図っていくのが適切であり、合理的配慮の中身は、当事者間のコミュニケーションの中で決まってくるものであり、第三者による判断は難しい。

・合議体のあっせんは、法的な強制力をもつものではないが、実効性の確保のための措置とあわせて考えると、それは、事実上の強制力をもってくるので、法律上義務付けられていない合理的配慮の不提供に係る事案まで合議体が踏み込んで判定していくのは、なかなか難しい。また、根拠規定を作ったとしても、技術的に、グレーなところを判定できるのか、難しいという課題がある。

・事業者側からすると、合理的配慮は新しい概念なので、企業サイドも万全の体制とはなっていない中、懲罰的な指導よりも、建設的なアドバイスを行う姿勢で臨んでほしい。

点字資料は、２９ページになります。

・一方で、法では、合理的配慮の不提供に係る事案も助言・勧告まではできる。現実的には、不当な差別的取扱いに係る事案や合理的配慮に係る事案は区別しづらく、合理的配慮がどこまでできるかにかかわって不当な差別的取扱いにあたるかどうかということが多いことから、切り分けることができない。

・合議体にどのような事案がどの程度の頻度で上がってくるのかは実際に動き出してみないとわからないので、仕組みを動かしながら今後の方向性を考えていくということも必要である。

（雇用分野に係る事案）

雇用の相談・紛争事案は労働紛争という性格があるので、合議体の対象事案とするのではなく、障害者雇用促進法に定める労働局などの相談や紛争解決の仕組みにつなぐことが適切である。

（４）障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消支援地域協議会は、合議体とは別のものとして、当事者も入って、相談事例の収集・分析、情報交換や今後のあり方などを協議する役割が考えられる。

なお、市町村によっては、障がい者自立支援協議会の中に位置づけることも考えられる。

点字資料は、３１ページになります。

４　実効性の確保のための措置の必要性について

障害者差別解消法の趣旨に沿って、事業者における自主的な取組みを促すこと、かつ、相談、紛争の防止・解決の体制を整備して、当事者間の調整を行い、話し合いによる解決を図ることを基本とすべきである。

しかしながら、それらに期待することが困難な場合を想定して、たとえば、合議体によるあっせんを行っても、正当な理由なく、事業者があっせんに従わない場合に、障害者差別解消法が規定する行政措置を踏まえた上で、府独自の仕組みとして、実効性の確保のための措置について検討を行った。具体的には、実効性の確保のための措置としては、勧告、公表、罰則が考えられる。

点字資料は、３２ページになります。

このうち、罰則については、事業者の自主的な取組みを促すこと、また、話し合いによる解決を図ることを基本とする法の趣旨を踏まえた取組みにそぐわないことや事業者の活動に過度な制限をもたらすのではないかという懸念があることなどから、適当ではない。

よって、以下の意見があったが、実効性の確保のためには、知事の権限として、勧告または公表の権限を定め、しっかりと対応していくことが必要である。

なお、勧告や勧告不服従の場合の公表といった制裁措置を設ける場合には、その具体的な要件や相手方にあらかじめ意見を述べる機会を設けるなど手続等を明示した根拠規定を条例で定める必要がある。

・障がい者に平等な機会とアクセスを保障するためには、差別禁止の実効性は重要な課題であるが、あまり踏み込み過ぎると、事業者の経済的自由という別の価値との関係が問題になってくる。障がい者と事業者の協力という観点からの検討が必要である。

点字資料は、３３ページに入っております。

・ナショナルスタンダードである法が来年度からスタートする中、まだ、法の周知も不十分であり、条例で、違反企業社名の公表など企業の対応に対するハードルをいきなりあげることは、慎重にすべきである。

以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。それでは、早速ですが議論に移りたいと思います。修正いただいた点を含め、章ごとに確認してまいりたいと思います。

１、のはじめにと２、の取組みの基本的な方向性については、一括して取り扱いたいと思いますが、１、２、この内容でよろしいでしょうか。ご意見がありましたら、お願いいたします。はい。委員、お願いいたします。

○委員

３ページ目の２、の取組みの基本的な方向性についてというところの、取組みの基本理念という項目があるのですが、ここは基本理念という言葉からして、文章の中で、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者と他の者との平等を基礎としてと。この文章を読んだときに、障がい者と他の者との平等を基礎としてという、何か、いかにも障がいのある方とそれ以外の方を、区別したような文章に見受けられると。そのようにすることから考えて、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しながらという。この障がい者と他の者のほうを取り除いてはいかがでしょうかという意見です。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

○委員

５ページの上から。

○部会長

ごめんなさい。今は、はじめにと取組みの基本的な方向性の５ページまでの間でご意見をいただいております。

○委員

はい。５ページなのです。

○部会長

２ページ、３ページ、４ページ、５ページまでの間で、ご意見をいただきたいと思います。

○委員

はい。５ページの上から３段目なのですが、たとえばタッチパネル式の券売機は視覚障がい者には対応しておらずという部分でございますが、この券売機の種類にもよりますが、鉄道業界における乗車券の販売につきましては、このタッチパネル式券売機が主流になりつつあります。なお、この視覚障がい者の方に対しましては、運賃表の点字表示による乗車券の販売や、テンキー操作による乗車券購入の音声案内を行っている状況にございます。

また、呼び出しボタンにより係員が直接案内するよう体制をとっているのが大まかな現状かと思います。従いまして、ここでいうタッチパネル式の券売機、この種類には乗車券とか入場券、食券とかの販売、そして多くの自動販売機も該当するかと思われますが、それをひとくくりにして、視覚障がい者には対応しておらずと言い切ってしまっていいのかと思っていまして、いかがでしょうか。

○部会長

はい。ありがとうございます。また、あとで修文（案）は、ご提示したいと思います。そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

まず、３ページの２、取組みの基本的な方向性についての比較的冒頭のほうに提言とあり、そのあとに取組みの基本理念と取組みの原則について書かれているのですが、ここで提言と書かれている意味については、これは先に取りまとめている提言の部分について、その提言の基本理念と原則として、やはり１、２、という形で取りまとめられているわけですが、そこの文言を、今回のここ何回かの議論を敷衍（ふえん）して、３ページで書かれているような内容に修正するという意味で、置かれているのか。それとも提言の文言をもう一度思い出すために、若干の文言修正を加えつつ引用しているということなのか。少しここに提言と付されている趣旨について、確認をしたいことが１点目です。

それから、２点目ですが、同じ３ページのこれは、て、に、を、は、の小さいことですが、３ページの（１）共生社会を目指しての１行目に、障害者差別解消法は、障がい者が社会参加するための社会的障壁を取り除き、その権利を保障することで云々という文言が今回、付け加わっているかと思いますが、ここは社会参加するために、社会的障壁を取り除きというほうがいいのかと思います。

それから、３点目ですが、４ページの（３）です。事業者の取組みの４段落目として、よって、民間事業者としても以下の文言に、今回なっていますが、これはもともとこの段落の内容、ひとまとめのものとして、そのような意見があるという書きぶりになっていたかと思いますが、今回、３行目のところで、配慮を求める意見がありという形になっていて、この意見がありというところで示されている内容というのは、その前の部分のどこまでを指しているのかという点が、若干、分かりにくいということと、後ろの特にというところからの部分、これは、合理的配慮は、このようなことが大事であるという文章かと思いますが、前段と後段のつながりがどうなのかという点、それからこの段落の冒頭、よってということで、それまで段落の内容を受けて、このよってという。この段落の文章になってくるのですが、少しその辺のつながりが、少し分かりにくいのかということを、読んでいて感じました。

それから、４点目です。（４）第１段落については、本日提出された委員のご指摘があるので、その点、私も同感に思ったということです。

それから、５点目です。５ページになり、先ほど委員からご指摘のあった第２段落の例えば以下の技術の進歩に係るところなのですが、ここで、たとえばということで、この段落は始まっていますが、その前の段落では、社会モデルの考え方に基づいて、取組みは進められていますが、なお、障がい者は、保護の客体であるという見方がまだ残っておりという文章で、そのこととこの技術進歩の話が、たとえばという形でつなぐのはよく分からないというか、落ち着かないかという印象がありまして、むしろここで新しい技術の開発が、障がいのある人も排除しないような形で、最初からやっていくべきだということであれば、その前というか、第３段落目にというか、社会モデルという考え方が基本になっているのだというあとに来たほうが、まだ、つながりがいいのではないかと思った次第です。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

○委員

恐れ入ります。資料を出しておりますので、資料に基づいて発言させていただきたいと思います。先ほど委員もご指摘いただいた点なのですが、２、の取組みの基本的な方向性についての（４）です。取組みを進めるに当たっての視点のところです。案文として差別かどうかという視点よりも、むしろ生活全般から問題を捉えていく視点が必要であるとなっています。これを差別かどうかという視点を含めて、広く生活全般から問題を捉えていく視点が必要であると。変更してはどうかということです。

理由は、差別の問題か生活全般の問題かと、対立的に捉えられるという誤解を与える心配があると思いますので、差別の視点を含めて、広く生活全般からの視点で、差別の解消に取組むという視点を明確にしたいと思います。

議論の中では、差別かどうかということよりも、生活全般で捉えなければならないという意見があったと思います。それを文章として、広く公表するときには、対立的に捉えるのではなくて、生活全般からの視点で、差別の解消を考えていくという視点で、まとめればどうかと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。それでは、今のご意見、一括して事務局、ご回答いただけますか。

○事務局

はい。事務局でございます。まず、冒頭の委員と関連して、委員からご指摘いただいた点でございますが、今回、２、の取り組みの基本的な方向性につきましては、先ほど委員のほうからも提示がありましたとおり、昨年度、取りまとめていただいた提言を、もう一度重要なこと、基本的な取組みの原則が書かれておりますので、ここで再掲させていただいたということで、これは再掲ということで表現については、提言の表現をそのまま持ってきております。

まさに、委員からご指摘のあった障がい者と他の者との平等を基礎としてという文言、これは提言に入ったときも、私の記憶によりますと委員からの意見があって、このような形になったと記憶していますので、ここは基本的に提言をそのまま持ってきているという形になっております。

残りの各種、ご意見をいただきましたが、これにつきましては、意見の趣旨を踏まえた形で、修文させていただければと考えております。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほかご意見ございませんでしょうか。

○委員

委員長。

○部会長

委員、お願いいたします。

○委員

委員からの発言の部分でございますが、タッチパネルの件です。タッチパネルのみに言及いたしますと、これは視覚障がい者にとって、非常に使いづらいものになってきているわけです。まず、券売機等には、点字が付いているということですが、点字が付いていればそれでいいというわけではなくて、点字が読める者というのは、視覚障がい者全体に対して１０％いるかいないかです。これは中途失明者が非常に増えてきている等の問題もありまして、点字を付けていただけること、それ事態には意義があるわけですが、点字を付けることによって、それが、合理的配慮が実現できているということは言い切れないわけです。

それで、このタッチパネルですが、最近はガイドヘルパーが付いていても、非常に使いづらい。たとえばここへ身障者手帳をどちらに向けて置きなさいというような指示があっても、たとえば全盲であれば、いったいそれがタッチパネルのどこへどのように置けばいいのかということが分からない。ガイドヘルパーでも分かりにくいところがある。それで、駅が無人化されていますので、駅員のいるところとのやりとりも少なくなってきているという状況が発生してきているわけです。

一つ皆さん、誤解のないようにしていただきたいのですが、視覚障がい者は、ガイドヘルパーが付いている。だからそれがいろいろなことがガイドヘルパーで対応できるということですが、ガイドヘルパーというのは、視覚障がい者が移動していく上での最終的な目的ではなくて、あくまでもこれは手段なのです。

では、目的は何かと言えば、視覚障がい者が徳川時代のように、一人で町の中を自由に移動できるような状況をつくっていく。それまでの一つの方法として、ガイドヘルパー制度があるのであって、ガイドヘルパー制度というものが、視覚障がい者の移動を保障している最終的な制度ではないのだと。ところが安易にガイドヘルパーがいるから、ガイドヘルパーがやってくれるだろうというところで、あちらこちらの公共関係の事業だけではなくて、他の民間企業等でも考えておられる。私どもとしては、ガイドヘルパーの利用というものは、できるだけ減らしていきたい。そのような社会的な環境をつくっていきたいと考えておりますので、その点は、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。はい。それでは、３、の相談等の体制整備の具体的な方策についての部分で、ご意見、ございましたら、お願いいたします。はい。委員、お願いします。

○委員

特に市町村における相談窓口というのが多様化することは結構だと思います。ところが、いろいろ生活関係の相談事業所、その他、人権関係がありますが、このような障がい者の人権ということに係る相談というものに、乗り得る知識のある職員がどれだけいるかということが問題だと思います。

たとえば人権擁護委員というのは、どこの市町村でもそのような制度が設置されているわけですが、では、人権擁護委員というのは、いろいろなところでＰＲされているから、広く市民は知っているわけです。

ところがこの人たちは、いったい障がい者について何を知っているのかということになりますと、少なくとも、私が住んでいる市では、非常に心許ないというか不安な状況です。だからここで大事なのは、これはこのままで結構ですから、そのような障がい者が相談に来るというか、相談に対応する。そのような人的支援に対して、必要な研修等をしていくというようなものを入れていただきたい。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

相談に関して、特にこのページということではないのですが、大まかに６ページの市町村における体制整備に当たってというところ辺で、少し追加の意見のようになるのですが、差別解消の相談体制の中で、同じ権利侵害という観点から、それぞれの市町村が、特に体制整備はするという前提の中ですが、特に障がい者虐待の部分を担う窓口、そことの連携みたいなものも、一つ視野に入れていただくということが、望ましいのではないかと考えました。

といいますのも、やはり相談を受けている側にしましたら、相談者のほうは、障がい者差別なのか障がい者虐待なのか、その辺を明確に切り分けて相談してくるわけではなく、何か権利侵害があったということで相談される。そのときは、ここではありません、違いますというような、たらい回し的なことに決してならないように、特にそのような連携を持ちながらの相談体制みたいなものも、一つ加えていただければいいなということが一つと、やはり事業者、相手方、相談者ではなくて、相手方とのやりとりをするというのは、たとえば障がい者の虐待対応をしていると、その辺のノウハウを培われているという一定のものもあるかと思いますので、そのようなところも踏まえて、市町村の体制整備の中に、障がい者虐待の窓口との連携みたいなものも視野に入れて、体制整備を図っていただければという。少し追加の意見として述べさせていただきます。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

私どもの意見なのですが、先ほどからの相談の窓口なのですが、国は、やはり市町村の身近な地域で既存の相談機関等と書いてありますが、障がい者イコール福祉ではないと思いますし、やはり福祉に限定するのではなくて、先ほどの意見からいいますと、やはり障がい者の権利擁護をする担当するような課ができてもいいのではないかと思ったりするわけです。このようなことを考えながら、差別解消だとか全体でもって、そのような権利擁護ということについて、取り組めればいいなと思ったりします。意見です。

○部会長

はい。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

○委員

１点、確認になるのですが、８ページの、市町村における体制整備の役割のところの３段落目です。また、以降のところですが、そこで相談員の養成、専門性の向上を含め、体制整備は市町村の役割ではありますが、人材育成や質の向上に関しては、府は府で担うべき役割があるということで、その方向ということで、相談事例の収集・分析を行い、相談対応に必要な知識、経験などの情報を共有することが考えられるという一文があるのですが、それがどのような形で行われるのかということの確認です。

おそらくですが、８ページ以降の（２）のところで、広域専門相談員の役割の中に、相談事案の収集と分析という項目がありますので、まずは、相談事案の収集と分析については、広域専門相談員が行う。その上で相談対応に必要な知識、経験などの情報を共有することという部分は、そのあとの１０ページの（４）の障がい者差別解消支援地域協議会が担うという理解でいいのかということを確認したいことが１点目になります。

仮にそれで良いということになりますと、この障がい者差別解消支援地域協議会というのは、もっぱら府の役割、府で設置されるものだということで、いいのかということが２点目です。だとすると（４）の、なお、以降のところで、市町村によっては、障がい者自立支援協議会の中に付けることも考えられるという一文が、何か座りが悪いというか、よく分からないような印象を抱いてしまいました。ですので、よろしければ、先ほど確認してほしいという点について、ご説明いただければ幸いです。以上です。

○部会長

お尋ねですので、お答えいただけますでしょうか。

○事務局

はい。事務局でございます。まず、大前提になりますのが、障がい者差別解消支援地域協議会につきましては、法律上、都道府県、市町村、共に設置することができるという規定になっております。ということで、市町村も、もちろんこの障がい者差別解消支援地域協議会を、設置する場合もあるということを想定しておりまして、なお書きではございますが、市町村によっては、障がい者自立支援協議会の中に位置づけることも考えるというご意見があったことを踏まえて、このような記載にしております。

それが後段のほうでして、前段のご質問につきましては、まさに委員がおっしゃったように、市町村レベルの相談員の方々の質の向上、スキルアップの観点から、府で行った相談事例の好事例と申しますか、実践例をケーススタディみたいな形で、市町村の相談員の方々に周知、フィードバックしていくということも、一つの方法として考えられるのではないかというご意見があったことを踏まえて、このような記載にさせていただいております。

まさに普及、周知とかフィードバックにおいては、このご指摘のとおり、支援地域協議会のネットワーク、いろいろな相談機関がそこの中には集まってくると思いますので、そのようなネットワークを使って、そのような好事例のフィードバックを図るということも一つの方策として考えられと思います。

○部会長

はい。ありがとうございます。先ほど委員がおっしゃっていただいた市町村レベルの相談員の専門性の向上について、府が積極的に関わるべきだというご意見は、８ページの、今、委員がご指摘いただいた箇所で、あらためて指摘されていると理解できるように思います。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

７ページなのですが、最後のほうです。また、相談窓口においては、障がい者に対して手話や点字等となっているのですが、やはりここのところ、いつも知的障がい者のところが抜けるのかと思っていまして、絵カードという言葉も入れていただければと思います。絵カードと情報提供やコミュニケーションに関する配慮が求められるとしていただければと思っております。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、ご意見ございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

資料を出しておりますので、資料の内容を提案させていただきたいと思います。３の相談、紛争防止・解決の体制整備の具体的方策についてのところの（３）です。

専門、中立的な立場から対応する合議体の仕組みについてです。元の文章では、合理的配慮の不提供に係る事案については、と中略しますが、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、将来の検討課題とすることが適当であるという表現になっております。

変更すればどうかと思いますのは、この将来の検討課題というところを検討を進めていくことが適当であると、直ちに変更できないかということです。将来の検討課題という表現では、かなり遠い時期というイメージが、私には思われますので、相談の状況や国の動向を踏まえて、検討を進めていくとの表現が良いと思います。

議論の中では、合理的配慮の不提供も含めて、差別的取り扱いの議論になるのではないかという議論をしてきました。そういう意味では、将来の検討課題という表現ではなくて、常に検討していくという形でまとめてはどうかと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、委員、お願いいたします。続いて、委員、お願いいたします。

○委員

８ページの雇用分野に係る事案、それから、１０ページにも雇用分野に係る事案ということで、中身についてはともかくとして、追加的な意見ということで、確認できるかどうか分からないですが、もちろん、今、働く障がい者の方々が増えてきているという中で、この問題は大きな課題になってきているという認識していますが、いろいろな意味で、福祉サービスにおけるガイドラインにも、そのような配慮の問題が、全部、出てきていますが、この辺のことについては、どのような扱いをするかということで、項を起こすべきではないかと思っているのですが、雇用だけが前提ではない。今は、ほとんどの障がいのある方々が、サービスを利用しているということでの事案というものも、考えるべきではないかということを思いましたので、意見として言わせていただきます。

○部会長

はい。就労継続などの働き方で相談の紛争があった場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか。事務局、いかがですか。

○事務局

それは就労継続支援のサービスとかいうところでしょうか。

○部会長

そうだと思います。

○事務局

それは確か、記憶によりますと、昨年度の部会においても議論されたと記憶しておりますが、たとえば就労Ａとかにおきまして、雇用契約があるかどうかということが、一つの判断基準になってくるかと思います。雇用契約があるものにつきましては、それは基本的には「障害者雇用促進法」での対応になるのではないかと思われます。

一方、一般の障がい福祉サービスのほうは、こちらは「障害者総合支援法」における事業者の指導とかも関わってくるという形で、昨年度も議論されていたと記憶しております。

○部会長

今のような切り分けを前提に、ここでは雇用の相談、紛争事案は「障害者雇用促進法」に定める労働局の相談につなぐということを念のため確認的に記述させていただいているということなのですが、よろしいでしょうか。はい。それでは、委員お願いいたします。

○委員

前回、欠席させていただいたので、そのときの議論とか知らない中で質問させていただきます。８ページの下から４行目です。広域専門相談員のところなのですが、広域専門相談員は相談支援とともに、当事者間の調整による最終的な紛争解決を担うことになり、法の担い手として重要であるという表現がありますが、広域専門相談員の役割は、非常に今回の仕組み中で大きなものだと思いますし、重要だと思っておりますが、ただ、法の担い手という表現になりますと、私は、仕組み全体が法を担っているものだと思うことと、このような書き方をすると、どうしても広域専門相談員にウエイトがかかってしまうのではないかというところが少し気になって、何か表現をもう少し工夫したほうが良いのではないかということが一つです。

それと９ページです。合理的配慮の事案に対する合議体の扱いの部分だと思いますが、９ページの下から４行目です。ポツの１番目です。広域専門相談員が調整という形で、解決を図っていくのが適切であり、合理的配慮の中身は、当事者間のコミュニケーションの中で決まってくるもので、第三者による判断は難しいというところなのですが、ある意味そうなのですが、当事者間同士のコミュニケーションの中だけで決まっていくというのは、かえって何か心配な感じがしますので、第三者による判断は難しいとしても、一定の助言とか、アドバイスみたいなものができるような、そのような仕組みもあっても良いのではないかという感想を持ちました。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。合議体での当事者間のコミュニケーションを促したり、助言をしたりアドバイスをする機能は、どこで確保されているのでしょう。事務局よりご説明いただけますか。

○事務局

この議論の整理の中では、まず、広域専門相談員が、まさに当事者の間に入って、当事者間のコミュニケーションを円滑にするという手法の中で、解決策を見出していくことが、まず、ありまして、それでも解決が難しい場合に、合議体のほうに行って、差別かどうかの判断を当該行為が差別に当たるかどうかを判断して、それに基づいてあっせんを行うという整理がされているかと思います。

○部会長

あっせんの中で話し合いをしなさいとかいう助言などは、考えられるのですか。

○事務局

それは、合議体においてということですか。

○部会長

はい。

○事務局

そこは、そういう意味で合議体の仕組み次第だと思いますし、既に条例をつくっている先行自治体において、調整委員会等という名称で合議体がありますが、そこで実際にあっせんが行われた例が、今のところ把握しておりませんので、少しどのような内容になるかというのは、お答えするのは難しいかと思います。

○部会長

はい。そのほか、いかがでしょうか。委員、そのあとで、委員、お願いいたします。

○委員

修文に関して何点か申し上げたいと思います。まず、７ページに、なお、以下の意見があったとして、点が６つ列挙されていますが、２番目の点の冒頭、たとえばという文言は、ここは意見の列挙であるとすれば、たとえばという表現はなくても良いのではないかと思います。

それから５番目と６番目の点です。それぞれ上記の点に関して、それから以上のことからとありますが、それぞれ上記の点、あるいは以上のことというのは、どこを指しているのかという点です。どこまでなのかという感じが少しいたしました。

それから８ページの第３段落で、なお、地域・既存の相談機関等において、という段落がありますが、ここは、市町村の地域の相談機関の役割という話の中で書かれているところで、文章としては、このような書き方、前段ですが、事業者からの相談への対応や業界団体等の相談窓口との連携についても、まず、地域の相談機関が行うことになるが、特に広域的な対応が必要な事案については、２の仕組みによる府の支援が重要であるという書き方のほうが、良いのではないかと思った部分です。

それから、８ページのもう少し下がりまして、市町村における体制整備に向けた府の役割の第３段落、先程来、何点か指摘のあるところですが、体制整備は市町村の役割ではあるが、市町村ではなかなかできない部分もあるので、府が担うべき役割があるということなのですが、人材育成や質の向上に関しては府が担うべき役割があるという表現だと、府が担う部分というのは、それだけなのかと思われるので、なかなかできない部分もあるというところでいったん文章を切って、たとえば人材育成や質の向上に関して、府が担うべき役割として、相談事例の収集分析を行い、相談対応に必要な知識経験などの情報を共有すること等が考えられると、このような表現ではどうかと思いました。

それから８ページ、もう少し下がりまして、（２）の第３段落の、たとえば広域専門相談員に求められる機能としては、以下のものが考えられるということで、５点、列挙されていますが、その内容、助言や意見聴取、調査、収集分析といった項目ですので、これは機能というよりは、役割ではないかと感じた次第です。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。委員、お願いいたします。

○委員

６ページの上から４行目、５行目です。具体的な地域・既存の相談機関等において、事案を解決することを基本としつつと、ここのところは、私は、もう少しこれまでは、既存の相談機関が緩やかに、私らのところも、いろいろ相談に来ているわけですが、緩やかな相談窓口やたくさんの窓口があって、相談を受けやすくするといいますか、しやすくするとか、そのような面からスタートすればどうかと思っていましたが、この事案を解決することを基本としつつ言えばかなり難しい。

委員が言われたとおり、やはり既存の障がい者のアドバイスでは難しい面、たとえば７ページのところの上から７、８行目のところの三つ目のポツです。既存の身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員が自らの相談相手として、最初の相談の受け手となることも考えられる。このとおり私も考えていたのですが、しかしながら、最終的には云々ということです。

かなり、やはり難しくなる。千葉県の場合でも、広域専門相談員がいろいろ解決した事例はありますが、地域の相談員でどんなことが相談に出ているのか。そのようなものもよく分からない状況から考えますと。このような既存の相談機関、特に当事者の相談員を活用するには、ある程度その中から選んでといいますか。そのようなことについて、ある程度精通している人を選んでやらせるとか、そのようにでもしないと、なかなかできないということで、委員がいろいろ難しいとおっしゃっていたことは、その辺だったのかと分かったのですが、そのような点で、ぜひ、府のほうで相談員を育てるといいますか、研修だとか、やはり情報の収集、それの分析、そのようなものを積み重ねていって、相談がやりやすい。そのような体制づくりを、ぜひ、お願いしたいと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。オブザーバー、この相談、紛争防止・解決の体制整備で、市町村レベルで地域の既存の相談機関等における解決の仕組みと府の役割が、今、問題になっていますが、今のご意見も踏まえて、市町村の側から、この部分はどのように受け止めてお読みになったのか、ご意見をいただけないでしょうか。

○オブザーバー

ここまで見させていただいて、意見といいますか、質問が３点ほどございます。１点目が６ページのところですが、大阪府では困難事例や広域的な事例を取り扱うとされております。ただ、何を持って困難とか広域的な事例という説明がない状態です。なかなか難しいところですが、そのような判断につきましては、市町村で困難とか広域的ということで判断していくしかないと思いますが、それでよろしいですかどうかの確認が１点です。

２点目が、相談支援に関しまして、一義的には市町村で対応というところで、これに関しては、そのとおりだと思いますが、先ほどとも関連いたしまして、たとえば相談支援業務は、市町村だけではなくて、大阪府も相談支援業務を委託等で実施されているところもございます。そのようにするのであれば、市町村で対応が難しい困難とか、広域事例の部分につきましては、大阪府の委託も含めた相談支援業務のところで、対応されるというような流れで良いのかどうかを確認させていただきたいことが２点目です。

３点目が、８ページの中段のところに、相談員の養成、専門性の向上も含め体制整備は市町村の役割であるがと書かれておりますが、市町村ももちろん委託で相談支援業務もやっておりますので、委託元の市町村として、当然、そのような事業者を指導したり資質の向上を、委託元の市町村として図っていくのは当然ということなのですが、たとえば大阪府でも相談支援専門員の初任者研修とか現任研修というのは、都道府県ということで対応されていますので、そのような要素もございますので、この養成とか専門性の向上が、市町村の役割であるということで、言い切りの形になっていることが、少し違和感がございます。

大阪府も広域自治体として、人材育成とかバックアップ、後方支援を行った上で市町村としても市町村の業務も当然ながらあるよね、というところが読み取れるような表現であれば、読みやすいかと思いました。以上です。

○部会長

今のご意見については、いかがでしょうか。事務局より、回答をいただきたいと思います。

○事務局

まず、繰り返しになりますが、障害者差別解消法では、都道府県と市町村に、地方公共団体ということで、この差別解消に向けた体制整備についての責務が課されているということを前提に、今後は、この差別解消部会の議論の整理をいただいて、早急に、来年４月の法施行に向けて、大阪府として、市町村の皆様とこの役割分担、まさに、先ほどご指摘のありました困難事例とか、広域的な事例ということの内容も含めて、どのように連携していくかということを、相談させていただきたいと考えております。

困難事例とか広域的な事例というのは、法施行前までの市町村とのご相談もそうですし、さらに、法施行後、実際に相談事例が寄せられて、どのような場合に府で対応して、市町村でどのような役割を担っていただいたかということの事例の集積によって、だんだんこのようなものは困難事例だとか、このようなものは広域的な事例だということが、明らかになってくるという側面もあろうかと思います。

○部会長

はい。そのほか、いかがでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

○委員

この条約を批准しましてから、障害者差別解消法ができまして、どちらかと言えば、今までの社会福祉的な観点から、人権擁護という観点に移ったと思います。だけども、既存の相談窓口をそのまま使うということになりますと、今まで既存の窓口というのは、社会福祉の面で相談窓口があったと思いますが、人権のほうでは、あまり、私も人権委員でいろいろな市でやっていますが、障がい者人権相談窓口というのは、人権のところではなかったような気がするのです。

ところが、今回の条約もそうですし、法律もそうなのですが、障がい者の差別、人権を保障しようという観点からなっているので、どちらかと言えば、既存の窓口を使うとしても、今までの社会福祉的な見方からではなくて、いわゆる先ほど平等ということも言われましたが、平等という観点から、人権を保障するという観点から、障がい者の人権問題を見ていかなければいけないのではないかと思いますが、やはりどちらかと言えば、場所的には人権擁護の窓口に置いたほうがいいのですが、既存の窓口と言えば、市によって社会福祉のところもあれば、人権のところに置いているところもあれば、様々だと思いますので、そのような解釈の仕方といいますか、相談の体制ということに関しても、どちらに置かれるかによって、ずいぶん変わってくるのではないかと思いますが、その辺はどうなのか。私は、どちらかと言えば人権のほうに移行したほうがいいのではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○部会長

はい。事務局、いかがでしょうか。福祉で言えば権利擁護も業務内容になっているわけですが、福祉で考える権利擁護の範囲と自由と平等の基本的人権の問題として考えるのでは、少し問題意識の持ち方とか、アプローチの仕方とか、解決の方法とか、違ってくるはずだというご指摘だと思います。いかがですか。

○事務局

はい。事務局です。まず、市町村における体制整備に当たりましては、この議論の整理の６ページ、市町村における体制整備に当たってというところにも、ご意見を踏まえて記載させていただいたとおり、地域・既存の相談機関等による体制は各市町村様々であるが、まずは市町村の中で、その市町村における社会資源の状況等を踏まえながら、相談体制を確立・整理するというところにつきるのではないかと考えております。

まさにそこは、それぞれの市町村において、どこに一義的な窓口を置くかということを含めて、体制整備について検討されるのではないかと考えております。また、府のレベルにおきましても、当然、今この障害者差別解消法の、このような議論は、一義的に障がい福祉室のほうで行っておりますが、府庁内の人権担当部局とも連携を取りながら、今後、進めていきたいと思います。

○部会長

はい。ありがとうございます。

○委員

すみません。

○委員

私も挙げています。

○部会長

それでは、委員、それから、委員、委員、この順番でお願いいたします。

○委員

はい。この法律に基づく合議体ということになると思いますが、この法律というのは、ずっと今までありますように、そのように守らない人に対して罰則を与えるとか、取り締まるとかいうことではなくて、この差別を解消していく。紛争を解決していこうという。そのようなところだと考えています。

そのような意味では、合理的配慮の件について、当事者間のコミュニケーションの中で決まってくるというのは、そうなのだと思いますが、ただ、今までの歴史的なところで、当事者間のコミュニケーションがどこまでできるかというところからして、やはり障がいのある人のほうが、力関係としては弱い立場にあった。

なので、対等なコミュニケーションができないというところが背景にあったわけです。それをこの法律でもって紛争を解決していこうということになりますので、やはりその点については、そのような合議体においても、そのような障がいのある人に対するバックアップ的なスタンスというのは、必要なのだろうと思います。

実際に具体的に起きてくる中では、差別的な取り扱いだけではなくて、合理的配慮の不提供ということが、やはりものすごく多くて、それを調整することで解決することがすごく多いと思います。なので、そのような法的義務かどうかということではなくて、紛争解決のためにということで、合理的配慮の不提供についても合議体で扱っていただきたいと思います。その意味で、委員のおっしゃったように、将来の検討課題ですと言い切ってしまわないで、将来というのは取っていただきたいと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。続いて、委員、お願いいたします。

○委員

７ページの一番下のところなのですが、実際の相談対応につきまして、相談窓口、障がい者に対する手話、点字、そのような文章がありますが、これについては、今ある相談窓口、ろうあ者が行ってもすぐに対応はできません。お話はできません。実際にそのような現場が多いのです。そのような意見がありますが、今、あらためて見ますと、文章が相談窓口だけというイメージになっていますが、もう一方で、９ページの中段のとこに、合議体をつくる中で、学識経験者、障がい当事者などが集まりまして、考えられると書いてあります。

また、この中には、手話とか点字が必要な障がい者が入ることも考えられるということです。また、関係ないか、関係があるか、少し分からないですが、国は基本方針を出しております。

次に、対応要項（案）も出しております。都道府県もそれに沿って、基本的な指針があると思います。今後、出てくると思いますが、行政の立場、大阪府としても、関係機関、合議体も含めて、大阪府がつくる機関に障がい当事者が入っていますが、相談、いろいろ含めまして、手話、点字など、コミュニケーションのアクセスが載っている文章を入れたほうがいいと思いました。

要するに、窓口だけになっていますので、どこに入れればいいのか聞かれれば難しいところなのですが、聴力障がい者がこれを読んで、第三者の立場でも情報、アクセスの面でも、きちんと安心できるということです。そのような文章がほしいと思っております。事務局にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○部会長

はい、事務局、いかがでしょう。

○事務局

まず、７ページのところですが、相談窓口だけではないかというお話もございましたので、ここは広く取れるように、相談対応においてはという形など、少し意見を踏まえて、修正する方法を考えさせていただきたいと思います。

また、合議体におけるところなど、確かに今、対応要領の話でしょうか。ございましたが、そのようなところ、大阪府としましては、国の基本方針、今後、出てくる国の対応要領などを踏まえて、検討、情報保障に関しても進めていきたいと考えております。

○部会長

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

２点、違うことを申し上げます。まず、この地域の協議会ですが、この障害者差別解消法の中で、私が読んだ限りでは、現在の自立支援協議会の中に位置づけることができるという法律の文言はないのです。ただ、してはいけないという文言もないのです。だから一つの方法として、自立支援協議会の中に位置づけたらいいかと思います。

どなたか座りが悪いとおっしゃっていましたが、この自立支援協議会というのは、「障害者総合支援法」におけるサービスというものを提供している事業所というものが、全部と言っていいほど加わっているのです。特に相談支援事業所は、全部、加わっている。あとは当事者団体も入っている。そして、学識経験者、あるいは関係の行政機関も入っているということですので、ここに位置づければいいということなのですが、ところが実際問題として、組織の理念とか目的とかということになってきた場合に、どのように二つの法律というものの上に、この協議会を設置していくのかということが難しいと、私の住んでいる市では、そういう印象をもっておりまして、今後、どのようにしていくかということが問題です。

もう一つのやり方というのは、当然、この支援地域協議会というものが別につくっていく。結局は、自立支援協議会と同じようなメンバーが集まるわけですが、そのようにしたほうがいいのではないかという意見もあります。私の市ではどちらにするか迷っています。

三つ目は、どちらもしないということがあると思います。あくまでもこれは努力目標なので、では、この三つのパターンが、大阪府内で出現していく可能性がある。それをどのように組織をしていって、大阪府と連携を図っていくのかということはかなり難しい問題だと思います。

２番目です。困難事例、あるいは広域的なものについての取組みですが、では、困難とは何かということなのです。障がい者側が問題を提起する。事業者側が合理的配慮の不提供ということになってくる。これはとうていできない。

しかしながら、ここで考えなければいけないのは、専門的な知識があれば、そのようなことを人的支援の面で、あるいは技術的な面で、あるいは経済的な面で、うまくクリアできる方法があるかも分からない。それは障がい当事者、事業者も、そこに気が付いてないという点、それだけの知識がないという点もあるかと思いますが、だからそこに専門的な知識のある相談員の存在ということが、私は、重要になっていくと思います。だから困難事例、それを困難でないようにしていく。これが私は、大事なことだと思います。

それから、広域的な件ですが、これは隣の市、あるいは隣の町との間の両方にまたがっているというものでも広域、広域と言えば一件、大阪府を広く考えがちですが、普通、日常的な生活の中で発生してくることというのは、近隣の市町村にまたがっていることだと思います。

ところが、隣同士の行政のものの考え方というのは、かなり違うということもありますので、これは、やはりしっかりとした調整機能が必要かと思いますが、それぞれの市町村というものが、やはりメンツなりプライドがあって、なかなか簡単に、私はいかないのではないかと思います。その点、よく市町村と大阪府が、話し合っておく必要があるのではないかと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

○委員

８ページの下のほうです。市町村における体制整備に向けた府の役割となっているのですが、このくだりの中で、相談窓口の明確化のために、市町村と府における相談窓口の一覧表を作成しとなっているのですが、一覧表というのは、どのようなものを想像されているのか。私は、これで思えば、いわゆるいろいろな相談の窓口を、丸なり四角なりで結んでいって、総合的にどのような形の相談の流れができるのかというものにしていただかなければ、少し一覧表というだけでは、意味がよく分からないので、その辺りよろしくお願いいたします。

○部会長

はい。ここの部分はどのようなお考えで一覧表という表現をされているのでしょうか。ご説明いただけますか。

○事務局

事務局でございます。記憶しておりますのは、部会の議論におきましても、たとえば「障害者虐待防止法」の分野では、市町村の虐待防止センター、府の権利擁護センターの一覧表をつくっております。それと同じような形で、まず、市町村において対応できる、そこですべてが対応されるわけではございませんが、明確化された中核となる窓口、そして大阪府の窓口、そのようなものの連絡先といいますか、そのような一覧表として想定しているところです。

○部会長

はい。まずは、各市町村レベルでどこが窓口機関なのかということを明らかにしていただいた上で、連携調整が可能になるということなのでしょうね。自治体においては、相談窓口機関が一つしかないところもあれば、たくさん既存の機関を並べていただけるところもあれば、連携組織をつくっていただけるところも出てきたりするというものを、可視化できるようにということが、おそらく一覧表の狙いなのでしょう。はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。実効性の確保のための措置の必要性について、ここのご意見をいただいた上で休憩にしたいと思います。いかがでしょうか。１１ページのところです。よろしいでしょうか。ここの部分は、条例の必要性にも関連する部分でございますので、条例の必要性の関連する部分であれば、あらためて４の実効性の確保のための措置の必要性の部分もご意見を賜るということでお願いします。

それでは、「５　条例の必要性について」お聞きしております。事務局より、ご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、読み上げさせていただきます。点字資料は、２４ページになります。

５　条例の必要性について

相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策及び実効性の確保のための措置（勧告、公表、罰則）の必要性の議論を通じて、条例の必要性について検討を行った。

具体的には、条例制定に関する方向性としては、以下の３つの方向性が考えられる。

（ア）まずは、府ガイドライン等により普及啓発を進め、その後、法施行後の状況を踏まえて、条例の必要性を判断する。

（イ）相談体制の整備等法が明確に規定していない部分を補完するための条例を制定する。

（ウ）合理的配慮の法的義務化等含む、いわゆる「上乗せ・横出し」条例を制定する。

点字資料は、３５ページになります。

（条例の必要性）

障がいを理由とする差別のない、共生社会の構築に向けては、条例による裏付けが取組みの実効性を高めることになる、条例を制定すること自体に啓発効果がある、全体の仕組みがわかりやすくなり、事業者としても、利用者への対応がしやすい、といったことから、条例が必要との方向でおおむね一致した。

なお、この点に関しては、以下の意見もあった。

・まずは、条例を制定した自治体の障がい者が、条例をどのように評価し、活用しているのかを研究する必要がある。その上で、条例を制定する場合は、障がい者のニーズにあったものにする必要がある。

・企業においては、法の周知にかなりの労力を要するので、まずは、周知を徹底した上で、条例の検討・制定は、一歩ずつ慎重に進めていく必要がある。

点字資料は、３６ページに入っております。

（条例の内容）

条例制定の方向性のうち、（イ）と（ウ）に係る条例の内容については、以下の意見があった。

・障害者差別解消法の制定・施行後は、法で十分規律されておらず、地方公共団体に委ねられている事項、具体的には、相談や紛争解決の仕組みを条例で規定することに意義がある。

・ナショナルスタンダードである法が来年度からスタートする中、まだ、周知も不十分であり、条例で、合理的配慮の法的義務化や違反企業社名の公表など企業の対応に対するハードルをいきなりあげることは、慎重にすべきである。

点字資料は、３７ページになります

・「上乗せ・横出し」の視点で法の曖昧さや不十分さを地域の実情に照らして、具体化をしていくことが課題になる。

・条例の役割として、差別の定義を明確にし、府ガイドラインを条例に基づく指針にする、障がい者が差別事案を訴える根拠があることを明確にする、相談に調整の権限を付与する、紛争解決機関に助言・あっせんの権限を与える、知事に勧告・公表の権限を与える、啓発の役割を行政あるいは事業者の責務として定めること等が考えられる。

・平成２８年４月の法施行にあわせて、条例を制定すべきであり、内容は体制整備等法を補完するようなものにすべきである。その場合は、府民の理解も得られやすい。

点字資料は、３８ページになります。

（まとめ）

検討の結果、まずは、府ガイドライン等により普及啓発を図ることが非常に重要であるが、条例の制定が必要であるとの方向でおおむね一致した。

条例制定の方向性については、（ウ）も視野に、平成２８年４月の障害者差別解消法の施行にこだわることなく、法施行後の状況等を踏まえて、条例の内容についてより検討を深めるべきとの意見が多かった。

一方、合議体による判定など障害者差別解消法では規定されていない府独自の体制整備を図る場合、また、公表といった府独自の実効性の確保のための措置を定める場合は、根拠規定として条例が必要であることから、まずは、法施行と同時に、（イ）の方向性で条例を制定し、その後、法施行後の状況等を踏まえながら、より充実した内容に向けて、条例改正の必要性を検討すべきとの意見もあった。

点字資料は、３９ページに入っております。

府におかれては、今後、障がい当事者や関係事業者等幅広い意見も聞きつつ、適切に判断されたい。

以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。実効性の確保のための措置の必要性のところでも、勧告、あるいは勧告に従わない場合の公表といったところまで踏み込むのであれば、条例等による法律上の根拠が必要になりますというところで、合議体のあっせんを、どれだけ実効性のあるものに機能させるかというところで、条例が必要だと言っていただいています。

前回の議論では、そこのところについての皆様のご意見は、今、読み上げていただいたように、大阪府においては、やはりこの問題については、条例が必要だろうということで、概ね意見が一致したように思いますが、まとめのところにもありますように、平成２８年４月に、間に合わせるのは難しいのではないかというご意見があり、さらには、内容についてもより深めた議論が必要ではないかということで、法施行状況を踏まえて、内容については、より検討を深めるべきという意見が多かったというまとめをさせていただいて、法施行後の状況を踏まえて検討を深めると、どの段階で条例がつくられることになるのかということについては、何人かの方に意見を個別に伺うと、かなりイメージがばらばらであるように思うわけです。

事務局にお聞きしたいのですが、法施行後の状況を踏まえて、それには当然、国の動向であるとか、障害者差別解消法の見直しにも関わってきますが、今後、国のレベルでは、どのように動くということが予想されているのでしょうか。おそらく条例の内容、平成２８年４月にこだわらないとした場合、どのタイミングで条例制定の可能性が、具体的なものになるのでしょうか。少しそこのところを整理しておいていただければと思いますが、いかがですか。

○事務局

はい。事務局です。まず、法の附則、第７条におきまして、見直しを行うための検討規定が設けられております。具体的には、法の施行後、３年を経過した場合において、法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとなっているところです。なお、国におきましては、検討に要する期間を３年とされていますのは、具体的な相談事例などの集積に最低限、必要な期間を考慮したことによるものとなっているところです。

○部会長

はい。ありがとうございます。平成２８年４月に条例が仮にできなかった場合には、条例を根拠にしない紛争解決の体制を府の中で確立していただきながら、その対応事例を収集分析し、１年ぐらいかかるでしょうね。

その上で、さて条例の内容を検討し始めて、このような部会を１年ぐらい開かせていただいた段階で、国のレベルで法律の見直しの作業が入ってきて、それをにらみながら、どのような条例をつくりましょうかという話をせざるを得ない状況になってまいりますと、大阪府で条例が必要で、今後、議論を深めてどのような条例をつくるか話し合っていきましょうとした場合でも、今後、どのような条例をつくるのかというのは、この見直しのスパンに合わせて、３年後を一つの節目としながら、あらためてどのような条例が必要かということを、このような部会を立ち上げさせていただいて、議論をさせていただくというようなスケジュールになりそうなのですが、これは皆様方で、イメージを共有していただいていると考えてよろしいでしょうか。

それを踏まえて、この条例の必要性、そして、最終まとめでご意見をいただければと思いますが、委員は、これについて、一方のほうで少数意見扱いになっておりまして、今回、意見書を用意していただいております。

○委員

失礼します。資料をつくっておりますので、４点ほど変更点を入れて議論をしたいと思いますが、私は、この議論をするときに、前回は、来年度の法施行にこだわらず議論をしてはどうかという意見が出されていました。その前の部会では、やはり条例は、法施行のときに必要だと、何らかの条例という意味だと思いますが、そのような意見があったと思います。

おそらく、今、部会長がおっしゃったみたいに、条例の内容を、どのような内容にするのかというイメージが、やはり今、ここで一致しているわけではありませんので、いろいろ意見が分かれているのだと思います。私は、次のように、３の項目、４の項目で、議論してきた相談体制の整備とか、合議体による紛争解決の仕組みということをきちんと実行性のあるものにするために、まず、そこを中心としたような条例が、法施行の時期に必要なのではないかと思っております。

その意味で、次のように、４点ほど文章を変えればどうかと思いました。１点目は、条例が必要な理由のところに、相談や紛争解決のための仕組みを明確にできるといったことから条例が必要であるという形で、３の項目と４の項目で議論してきたことを仕組みをつくるために、条例が必要だからということで入れればどうかと思います。

それから、条例制定の方向については、（ウ）も視野にという形でしたが、「上乗せ横出し」条例という形、その方向を考えるならば、より十分に検討する必要があるという形で、表現を変えればいいかと思います。

もう１点は、公表という一方、法施行後の状況に合わせて条例を制定するというところで、一方というところを、また、公表といった府独自の実効性の確保のところ、なお、という形で、どちらを取るかという形ではなくて、勧告、公表といった府独自の実効性の確保をするために、施行時に条例をつくってはどうかという形でまとめればどうかと思います。

最後は、条例を検討されたいという形で、まとめればどうかと思っています。

私は、理由として、５点、挙げています。

まず、一つ目は、法で明確に規定されていない部分を補完する施策というのは、やはり法施行から必要ではないかということです。３とか、４で考えてきた相談体制の整備ということを、やはりきちんと法施行に合わせてスタートするために、条例が必要ではないかと思います。

二つ目は、３及び４で議論した相談体制の整備や合議体の設置を行い、調整や助言・あっせん、勧告等の権限を与えるためには、条例の制定が必要不可欠だということです。これは４のところの実効性の確保のところでも述べられているところだと思います。権限を与えるためには、条例の制定が不可欠だということです。

三つ目は、やはり相談を受けている事例からいきますと、障がい者差別についての話し合いを進めるための調整や助言・あっせん等を早急に進めることが必要になっていると思います。相談の中でも、精神障がいがあり入居を何度も断られているのだと。何回、断られるかということを、繰り返し相談されることがあります。やはりそのような意味では、先延ばしにはできないということを相談の中で思います。やはり権限を持って、広域専門相談員が調整をするとか、あるいは最終的には合議体で判断していただくとか、そのようなことは、早急に求められていると思います。

四つ目には、これらを充実させる条例については、検討を進めて、改正していくことが求められると思います。このような理由から、私は、前回、少数意見になりましたというか、前回は、その前々回の議論を求めて発言したつもりだったのですが、少数意見だったのですが、私は、やはり法施行時に必要な条例というものをまず、制定すべきではないかと思います。その内容は、やはりこのまとめで議論してきた３、４で議論してきた体制を実行あるものにするために、やはり条例が必要ではないかと思います。相談体制と啓発という内容で、条例をスタートさせることはできないのかと思います。

実務的な状況とか、あるいは議会にかけなければならない政治的な状況になると思いますので、それをこの部会では議論できないと思いますので、部会では、このような意見もあった。このような意見もあったという形で、まとめればどうかと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。皆様の条例が必要だということは一致していて、そして、あるべき条例の姿についても、めざすべきところはイメージを共有していただけているのではないかと思っています。それが、（ウ）も視野にという文章に表現されていて、つくるならいいものをつくりましょうというところで、前回は、話がまとまった。

委員は、そこは当然だけれども、そこに至るルートとして３年待てない。まずは、早い段階で、相談体制が実効あるものとして機能するかどうか、とても心配なので、そこはきちんと機能するような法的手立てを、条例という形で整えておく必要があるのではないかというご意見だと思います。それでは、委員、少し相談機関の立場から、委員と同じだと思いますが。

○委員

相談機関からの私の意見ということで、前回、条例は、すぐ簡単には、みたいな意見で、私も時期的には、少し難しいのかとふわっと思っていたのですが、やはり相談体制、相談を受ける者からすれば、条例があるかないかというのは、非常に大きな問題で、特に広域専門相談員たるゆえんは、何かということになると、別に市町村の相談員との能力の差などはあるものではなくて、なぜ、広域かと言えば、そこに後ろ盾があるかないかのその違いによって、広域専門相談員たるゆえんがあると、後ろ盾とは何かというと、「いや、いや、府には条例があって、こう、こう、こうなるのですよ」みたいな、そのような話を持ち出せることと、それと、より専門のアドバイザーが、背景にあるという強みを持って、広域専門相談員という何か位置づけにおかれて、困難事例の対応みたいなところに、取り組むというイメージになるのかと思います。

特に困難事例というのは、いわばコミュニケーションがうまく取れないとか、理解してもらいにくいみたいなところがあるときに、決して脅しとか、そのようなことではないのですが、これをこのようにしてもらえなければ、次はこのような段階になりますみたいな合議体でのこのようなものを図って、その次には、このような条例に基づいて、このようなことになりますという流れを示す中で、どこで折り合いをどこでと言えば変ですが、その辺のやりとりができるかということが、それが、そのような流れがあって初めてできるというところで、そこを見ても相談を受ける者としては、条例は、やはり相談を受けるという時点から、セットものなのかと、そのような考えを持っています。

○部会長

はい。ありがとうございます。先ほど広域専門相談員が合理的配慮の具体的な内容を、当事者とのコミュニケーションの中で具体的に確認していく。それが平等、取り扱いの具体的な規範内容になっていくのだという説明があったのですが、そもそもコミュニケーションが成り立たない場合が考えられて、何のためにそのテーブルに着かなければならないのですか、あるいは何のために広域専門相談員の説明を聞かなければならないのですかと言われたときに、法律上の根拠がなくていいのかというご指摘なのだと思います。

委員に、少し伺いたいのですが、前回、ご指摘いただいた内容で、実効性の確保のための措置でも、勧告、あっせん、公表を行うためには法律上の根拠、特に条例が必要だというところは、１１ページで確認しておりますが、条例の裏付けのない合議体によるあっせんというのは、法的に言えば、どのようなことになるのでしょう。もし、ご説明いただければと思います。

○委員

少し以前に、何回かお話ししたことと関わるのかもしれませんが、おそらくそのときのあっせんというのは、条例上の根拠がないということですので、具体的に言えば、１１ページに書かれてあるような、公表の仕組み、勧告、不服従の場合の公表とかがないということですので、その意味では、たとえば合議体が仮にあっせんをしたときに、それに従うかどうかというのは、あくまで事業者の任意に委ねられているということになるのかということになります。

もちろん、仮に勧告、不服従の場合の公表という仕組みが、条例で設けられたとしましても、もちろんそれに従うかどうかというのは、最終的には事業者の任意だという点では、法的に見たときには変わりはないのかもしれませんが、仮に従わなければこのようなことになれば、事業者名の公表ということがあとに待っていて、その結果としてその名前が、府に公表されることによって、結果的に何といいますか、事業者の側からすれば、一定のダメージを受けることになりますので、その意味では、確かに法的に見たときには、事実上の拘束力しかないじゃないかということにはなりますが、やはりそのような事実上の影響力という点を踏まえると、やはり何らかの形で、１１ページのところに書かれているように、条例上の根拠というものが必要になってくる。

そのような意味での公表の持っている意味ということを踏まえると、やはりある種、先ほど部会長がおっしゃったように、従わないような事業者に対して、従わせるという意味合いを持たせるのであれば、やはり条例上の裏付けのある形での仕組みが必要になってくるのではないかと考えております。

○部会長

話し合いで、理解を示していただける事業者の方で、双方の合理的な落としどころで、若干の譲歩もしていただける方は、おそらく府がバックにいる広域専門相談員のところの調整で、譲歩はしていただけるのだと。そこにも協力的でなく応じようとしない人たちが仮にいたとした場合、それにどのように対応するかということを、３年後、待つか。その体制を平成２８年４月、速やかに想定して、条例を用意しておくかというところが、思案のしどころのように思います。併せて伺いたいのですが、合議体を仮につくって機能させるとして、話し合いのテーブルに着かない事業者に対して、話し合いに着くように、協議に応じるようにというあっせん案とか、勧告案というのは、法的には条例がなかった場合は、どのような性格のものになるのでしょうか。

○委員

おそらくそのときのあっせん案、つまりテーブルに着かないような事業者がいて、テーブルに着いてください、つまり話し合いの席に着いてくださいというあっせんを条例のない形でするとすれば、それはおそらくまさにお願いであって、それ以上のものではない。だからお願いに従わない事業者がいたとしても、それまでということになるのではないかと考えております。

○部会長

つまり、合議体が機能しないということですね。

○委員

そうですね。置く意味がないという。

○部会長

協力していただける事業者の方については、おそらく広域専門相談員のところでできている。それ以外のところ、３年間、様子を見ますかということのようなのですが、いかがでしょうか。皆様方、ご意見をもしいただければ、これをどのようにするか。さらに検討していきたいと思うのですが、はい。委員、お願いいたします。

○委員

よろしくお願いいたします。私も、前回のときに、４月の施行と同時に条例ということは難しいのではないかと言ったものですが、それは、あくまでも技術的なもので、いろいろ事務局のお話を聞いて、少しどうなのかという部分がありました。

ただ、理想としては、これはセットでやればいいということに関してはそう思っております。それが可能であれば、これは誤解のないようにしておきたいと思います。あくまでも技術なものとして、本当にそのようなものが可能かどうかということで、言わせていただいたわけです。

教育の場にありましては、直接関係ないかも分からないですが、特にいじめの問題などで、いじめ防止法案があるのですが、どれだけ機能しているか。各学校などでガイドラインをつくっているわけですが、自分ところもつくっていながら、このようなことをいうのはあれかも分からないですが、あれがどれだけ機能しているかというのは非常に疑問です。

自分のところでつくっておいて何を言っているのだと言われるかも分からないですが、ほとんど同じような形のガイドラインを出して、あれで本当に防止になるのかどうかというのは非常に疑問なのです。だからやはりそのような法的な規制というものが、しっかり決めることは絶対、必要だと思います。これは、障害者差別解消法に関しても、そのとおりだと思います。

ただ、前に委員も、大阪らしい条例ができればとおっしゃっていたと思いますが、私は、部会長が言われたように、ちょうど施行と同時にするか、もしくは３年間待ってという。どちらでもなくて、できるだけ速やかに、これを行うというところでいいのではないかと思います。せっかく条例をつくっても、その条例というものが、何か公表すらもできないような、そのようなことになっては、どうしようもないと思いますので、そこら辺のところで、より速やかに行われるようなことですればどうかと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。大阪らしいもの。大阪モデルをどのように考えるのかということで、取組みの原則でも、障がい者施策におけるこれまでの先進的な取組みを継承しつつとありますから、千葉県のような条例なども参考にしながら、障害者差別解消法の法的整備を含む現状を踏まえて、何をどこまでできるのか、法施行後の条例の意義や機能として、大阪らしい一歩踏み込んだものが、今回、つくれるのか。

大阪ならではの取組みを行うものに、今回、私たちが検討している条例はなり得るのかということが、一つ大きなポイントのように思うのですが、今、議論を踏まえて条例を仮につくるとすれば、どのような意味が、大阪らしい、あるいは少し先駆的な意味として考えた場合には、どのような意味があると考えられるのか。少し事務局よりご説明いただけますか。千葉県と同じようなものをつくって、それでいいのかという部分もあったりするわけです。はい。お願いいたします。

○事務局

事務局です。まさに条例の内容とその条例の施行の時期との関連になってくるかと思いますが、今、部会で出ているご議論によりますと、平成２８年４月に、相談体制等を整備するための条例をまずつくるべしというご意見があったかと思います。これにつきましては、そのような意味で、今まではナショナルスタンダードが施行されていない中で、独自の条例として、千葉県等が取組みを進めてきました。

今回、仮に今、ご意見にあったような、法施行を念頭において、それとの法律を補完する条例をつくるという意味において、そのような条例がつくられた場合には、まさに法律を踏まえた条例のあり方という意味で、新しい形になるのかと考えております。

そこにはもちろん、法律で先程来相談体制のところでご議論がありましたが、法律で市町村についても、体制整備の時期は定められたということも含めて、どのような相談体制をつくるかということを、条例の中に規定していくということが、新しいことになるのかと考えております。

○部会長

市町村と府の関係についても、ある程度、書き込めるということですね。

○事務局

そこは府の条例になりますので、市町村のところに、あまりあれしろ、これしろと指図するような規定は置けないと思いますが、府と市町村との連携について、どこまで府の条例において書き込めるかというのは、法制的な検討が必要かと思います。

○部会長

はい。ありがとうございます。平成２８年４月以降、初めて制定される条例として、一つ意味があり注目もされるところで、大阪府とすれば、派手さはないけれども、確実に相談体制が機能するために、都道府県レベルで必要な法的整備をした最初の法施行後、最初の自治体という位置づけになるのだろうと思います。

これが仮に具体的に機能することができれば、おそらく合議体での審判事例もいくつも出てくるのではないかと思います。それがおそらくガイドラインをつくった大阪府の一つの強みではないかとも思います。明確にこのような事例は差別ですよということを、広く障がいのある方を含めて、府民に啓発活動をしていく中での紛争解決の体制整備のために、条例的な整備をした自治体と考えれば、なるほど意味があるかと思います。

さて、そのほかの議論は、ご意見ありますでしょうか。はい。委員、お願いいたします。

○委員

私は、最初のうちは来年の法律施行に合わせて、この条例ができればいいなと思っておりましたが、いろいろな議論を踏まえますと、なかなか来年の４月までにすぐ条例というのは難しいかという流れになっているようです。ただ、委員も言われたように、相談機関だとか合議体だとか、そのようなことについての最小限の枠組みをした条例で第一段階スタートして、それからもう少し経験を積んでから、もっと膨らませた条例に持っていく。このような考え方というのは、非常に分かりやすいといいますか、今の時点ではいいのかと思っております。参考までに、意見をしてまいりました。

○部会長

はい。ありがとうございます。相談機関として関わっておられる委員方が、後ろ盾が明確でなければ動けないとおっしゃっているのは、少し検討しておかなければならないことなのかと、私自身は、思うようになっております。ほかにご意見ございませんか。はい。委員、お願いいたします。

○委員

私は、原則的には、条例をつくるという必要性はよく理解できます。ただ、４月１日にこだわるかどうかということは、大いに疑問を持っております。そこで事務局としまして、もし条例を制定するとするならば、どのような作業をして、いつ議会にかけて、そして、実際に施行されるのがいつなのかという一つの流れ、条例の内容にもよるかも分かりませんが、その流れを説明していただきたいことと、私は、当面いろいろなことを条例に持ち込まないで、とにかく急いで盛り込まなければならないものだけということであれば啓発だと思います。

一体差別とは何なのかということが、当事者の障がい者もよく分かっていない。事業者側もよく分かっていない段階で、相談をどうとかこうとか言っても、相談のところへ行きません。だから、やはりこの法律の理念というもの、あるいは大阪府がつくったガイドラインをもっと府民に広く浸透させるという。そのような意味での条例をつくっていくことが第一だと思います。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。委員の意見は重いですね。はい。ありがとうございます。そのほか、委員、お願いします。

○委員

今日の議論を踏まえて、この５に項目というのは、いろいろ書き直しになるのかと思いますが、もともと議論の整理（案）に関して、若干、申し上げておきたいと思ったのは、一つは、１２ページの条例の内容についての４番目のポツで、条例の役割として、いろいろ列挙されているのですが、その２行目、相談に情勢の権限を付与するという。相談に権限を付与というのは意味が分からない。相談員に権限を付与するということなのかという点です。

それから、１３ページになりますが、５番目のポツです。施行時期に関する点も含めた意見として挙げられているのですが、まとめの第一段落では、平成２８年４月の施行にこだわることなくという意見が多かったと書かれていて、それまでのところでは、施行時期に関しては、５番目の施行に合わせて制定すべきだという意見だけ出ていて、まとめのところで、いやそうじゃないほうが多かったのだというのは、少し突飛な印象を受けますので、そこで今日の議論でも、施行時期に関して、いろいろな意見や考慮要素が出てきたかと思いますし、以前からの議論の中でも出てきていますので、条例の必要性、これはある。

内容については、（イ）と（ウ）二つの施行条例にとどめるか「上乗せ・横出し」をするかという点に関していろいろな意見がある。

もう一項目、条例の施行時期についても、たとえば項目立てをして、平成２８年４月の施行に合わせたほうがいいという意見と施行時期のこだわらず、中身をよくよく考えたほうがいいのではないかという。それぞれのメリット、デメリットを立てた上で、それで内容と施行時期を組み合わせて、どのような方向性の意見があったという取りまとめという流れにしたほうがいいのかと思いました。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。そのほか、意見ございませんでしょうか。委員より修文の提案がございましたので、事務局と協議をして、修正内容をあらためて、ご提案させていただきたいと思います。

本来であれば、もう１回、会議をしたいぐらいの内容なのですが、スケジュール的には、今回が最後、議論の取りまとめをしたいと考えております。

それでは、事務局より修正内容の説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局でございます。まず、条例の必要性の項目につきまして、委員のほうから文言の挿入です。相談や紛争解決のための仕組みを明確にできることから、条例が必要という挿入、ここについて、ご指摘を種々、踏まえた修文をさせていただきたいと思います。

続きまして、条例の施行時期について、委員のほうからご意見があったかと思います。そこは、今、原案で条例の内容という項目になっているところを、条例の内容・施行時期という形に修正させていただきまして、１３ページの冒頭にあります平成２８年の法施行に合わせて条例を制定すべきであり、内容は、体制整備等を補完するようなものにすべきである。その場合は、府民の理解を得られやすい。この意見の上に、もう一つ項目のポツを立てまして、逆に法施行の時期にとらわれずに、より充実した条例をつくるべきというご意見を入れさせていただきたいと思います。

さらに、最後の条例の内容に加えましてはもう一つ、委員のほうから、条例をつくるとなれば、啓発の重要性についての規定を置くべきだというご意見があったところも、この条例の内容、施行時期という項目の中に一つ項目を立てまして、そのご意見があったということを記載させていただきたいと考えております。

最後、まとめの部分ですが、ここは修文後の全文を読み上げさせていただきたいと思います。ご確認ください。

（まとめ）

検討の結果、まずは府ガイドライン等により、普及啓発を図ることが非常に重要であるが、条例の制定が必要であるとの方向で概ね一致した。条例制定の方向性については、（ウ）の方向を考えるならば、平成２８年４月の障害者差別解消法の施行にこだわることなく、法施行後の状況等を踏まえて、条例の内容について、より検討を深めるべきとの意見が多かった。

なお、その進め方として、合議体による判定など、障害者差別解消法では規定されていない府独自の体制整備を図る場合、また、勧告・公表と言った府独自の実効性の確保のための措置を定める場合は、根拠規定として、条例が必要であることから、まずは、法施行と同時に（イ）の方向性で条例を制定し、その後、法施行後の状況等を踏まえながら、より充実した内容に向けて、条例改正の必要性を検討すべきとの意見があった。

府におかれては、今後、障がい当事者や関係事業者等、幅広い意見を聞きつつ適切に判断されたい。

以上でございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。

○事務局

すみません。このまとめにつきましては、委員のご発言を踏まえて、修文させていただいております。

○部会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。最後、条例の必要性のところの。

○委員
部会長、すみません。

○部会長

はい。

○委員

私が質問いたしました。もし、条例を制定するとするならば、どのような手続き、どのような流れで、だいたい時期的にどのようなことになるかということについて、事務局から説明をお願いしております。

○部会長

はい。よろしくお願いします。

○事務局

はい。条例となりますと議会の了解を得る必要がありますので、仮定の話になってしまうのですが、来年、平成２８年４月に条例を施行するとした場合には、最速でいきまして、２月議会のほうに、条例（案）を提案させていただくという形になるかと思います。

その２月議会で議決いただいて施行という形になるかと思います。それから逆算しまして、２月議会に条例（案）を提案する前に、その条例（案）なり条例（案）の骨子（案）みたいなものを、その前段階でどんどん作成して、関係者の方の意見を聞いていくという段取りが想定されます。

○部会長

関係者の意見をどのような形で聞かれます。

○事務局

そこはまだ、条例を策定するかどうかということがあれなので。

○部会長

まだ、内部で調整できてないわけですね。

○事務局

はい。

○部会長

そのスケジュールで仮に動くとすれば、当事者の意見も丁寧に拾って、内容に反映できるものを可能な限り反映していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

そのような意味では、相談体制の部分につきましては、今回の議論の整理で３、４さらに啓発の重要性というところでは、２というところで、だいぶ議論をいただいていると思いますので、それをベースに、条例（案）を策定するという形になるかと思います。

○部会長

はい。ここでの議論から大きく外れる内容は、つくっていただいてはいけないと思いますので、その点、よろしくお願いいたします。そのほか、よろしいでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員

いろいろこの条例の問題についても、私どもでもいろいろ検討は重ねているところですが、本来から言えば、平成２８年４月に法施行と共に条例の施行を願うところではありますが、どうしても今のところ、手続き的にも少し難しいのではないかという判断を、私は、個人的にしております。

議会の議決もあれば、条文をこれからつくるのだと言えば、１月や２月では、少し無理ではないかという気がしております。また、この委員会をそのまま条例審議委員として、この問題にするのかどうか。そのあとにもございますが、取りあえず府の方向で、平成２８年４月施行ということは、不可能ではないかと思いながらも、できるだけ委員のおっしゃるように、速やかに条例として、作り上げる状況をつくればどうかと思っております。以上です。

○部会長

はい。ありがとうございます。障がい当事者、関係事業者等の幅広い意見を聞きながら、最終的にどのタイミングでどのような条例をつくるのか。府でご検討いただきたいと思います。それに際しては、この本部会のこれまでの議論の整理を十分ご検討いただきたいと願うところでございます。今日、いただきましたご意見は、この最後の条例の必要性以外のところでも、いくつも大事な指摘をいただいておりますが、それにつきましては、皆様の意見を踏まえ事務局で修正いただき、最後、私のほうに一任いただけないでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

はい。結構です。

○部会長

はい。ありがとうございます。取りまとめた本部会のこれまでの議論の整理は、９月１４日に予定されております「大阪府障がい者施策推進協議会」において、報告いたします。それでは、以上で本日の議事を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたるご討議、ありがとうございました。事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局

部会長、委員の皆様、長時間ありがとうございました。先ほど部会長からご説明がありましたとおり、本日、委員の皆様のご意見を踏まえまして、事務局で修正などを行い、最後は、部会長と協議、確認させていただきまして、まとめさせていただきたいと思いますので、ご了承よろしくお願いいたします。

最後に、障がい福祉室長から、一言ご挨拶をさせていただきます。

○事務局

部会長をはじめ、委員の先生方におかれましては、本当に貴重な、また、熱いご議論をいただきましてありがとうございました。６月から計５回にわたり、本当に厳しいスケジュールの中でご議論をいただきまして感謝申し上げます。

お陰をもちまして、本日の議論もそうでございますが、条例の必要性、本当に各委員から貴重なご意見を頂きました。部会長からもございましたが、この部会の取りまとめにつきましては、あらためて９月に開催されます大阪府障がい者施策推進協議会のほうにも、ご報告させていただくことになります。

府といたしましては、この部会の議論も十分に踏まえさせていただきまして、府として、本当に差別解消の実効性のある取組みに向けて、邁進してまいりたいと考えております。

法施行も来年４月という目前に迫っておりますので、あらためて、府としても積極的な取組みを行ってまいりたいと思います。今後、法施行に向けた準備を進めていく中で、また、皆様方のご意見をお聞きすることもあろうかと存じます。その節につきましては、どうかよろしくお願い申し上げます。あらためて、皆様方におかれましてはこの間、お忙しい中、貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。

○事務局

それでは、以上をもちまして、「第１５回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

（終了）